

産業廃棄物保管施設届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物の保管を行うので、大阪府循環型社会形成推進条例第17条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

保管を行う事業場の名称及び所在地		名称：		
		所在地：		
保管を行う事業場の敷地等の土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名				
産業 廃 棄 物 の 種 類 及 び 数 量 そ の 他 産 業	保 管 の 方 法 に 関 す る 事 項	保 管 の 目 的		
		保管のための容器の使用の有無	有 ・ 無	
		保 管 の 積 み 上 げ 高 さ	m以下	
		産業廃棄物の種類ごとの保管の方法		
		保管を行う事業場及び保管の用に供する場所の面積	保管を行う事業場： 保管の用に供する場所：	m ² m ²
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する環境の保全のための措置に係る計画	別紙のとおり	
		産業廃棄物の発生場所又は地域		
		保管を行う事業場への搬入の方法		
		搬入の頻度及び量		
		搬入を行う時間帯		

廃棄物の保管に関する計画	産業廃棄物の搬出に関する事項	搬出先の氏名又は名称及び住所	
		搬出の方法	
		搬出の頻度及び量	
		搬出を行う時間帯	
	処分に関する事項*1	処分を行う産業廃棄物の種類ごとの処分の方法*2	
		処分の頻度及び量	
		一日あたりの処理能力	
		処分に伴い発生する産業廃棄物等の搬出先の氏名又は名称及び住所	
条例第20条第1項の帳簿の備付け場所			
届出者が営む事業の種別			
届出者が建設業の許可を受けた者である場合	許可をした行政庁の名称		
	許可番号		
届出者が解体工事業者の登録を受けた者である場合	登録をした行政庁の名称		
	登録番号		
届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合	許可をした行政庁の名称		
	許可番号		
保管開始予定年月日		平成 年 月 日 (廃止予定 平成 年 月 日)	
※事務処理欄			
備考			
1 産業廃棄物の種類については、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。			
2 *1の欄には、保管場所において処分を行う場合に限り記載すること。			
3 *2の欄には、2以上の産業廃棄物を処分する場合など、その記載事項のすべてを記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。			
4 ※欄は記入しないこと。			

(別紙)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に規定する積替え及び保管に係る基準に適合するために実施する生活環境の保全のための措置に係る計画

囲いの性状、構造耐力性	
屋根等の飛散流出防止措置	
悪臭防止措置	
汚水による汚染防止措置	
ねずみ、害虫等防止措置	
その他保管施設の構造等に関する事項	

備考

- 1 記載に当たっては、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図等を含むこと。
- 2 各項目にその記載事項のすべてを記載することができないときは、その欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

産業廃棄物保管施設（変更・廃止）届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

産業廃棄物の保管に係る事項について（変更・廃止）が生じたので、大阪府循環型社会形成推進条例第18条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物保管施設届出書の届出の年月日	年 月 日
産業廃棄物保管施設届出書の受理番号	号
保管を行う事業場の名称及び所在地	名称： 所在地：
保管を行う事業場の敷地等の土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
内 容	
変 更 前	変 更 後
備考	
1 変更の場合、当該変更内容に関連する添付書類等は、届出当初に提出したものと同等のものを添付すること。 また、変更後欄に変更年月日を記入すること。	
2 廃止の場合は、変更後欄に「廃止」と記入し、その年月日を記入すること。	

受 理 書

第 号

年 月 日

様

大阪府知事

年 月 日に次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	大阪府循環型社会形成推進条例 第17条 第18条
届 出 の 内 容	・ 産業廃棄物の保管の届出 ・ 氏名の変更等の届出
備 考	

事業計画書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪府循環型社会形成推進条例第30条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業	産業廃棄物処理施設の設置の場所			
	計画地			
	産業廃棄物処理施設の種類			
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)			
計画	地目	用途地域		
	周辺の状況			
	本施設を設置するにあたり必要な他法令許可や手続等			
事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物の処理施設の該当状況	該当する	該当しない	

作業工程等				
生活環境の保全のための措置	飛散及び流出防止措置			
	悪臭発散防止措置			
	騒音振動発生防止措置			
	害虫等発生防止措置			
	雨水流入防止措置			
	粉塵等発生防止措置			
	地下浸透防止措置			
	汚水処理措置			
	火災発生防止措置			
	その他生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果			

説 明 会 不 開 催 届 出 書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

説明会を開催しないので、大阪府循環型社会形成推進条例第35条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の概要	設置の場所	
	種 類	
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
	処理能力	
説明会を開催することができない理由		
事業計画書の内容を関係住民に周知する方法		

見 解 書

年 月 日

様

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

大阪府循環型社会形成推進条例第36条の規定により提出された意見書についての見解は、次のとおりです。

意見書に記載された意見の要旨	
意見書に記載された意見に対する見解	

の 結 果	(開催できなかった場合)	開催できなかった理由	
		説明会に代わる事業計画書の周知方法	
意見書の提出を受け付けた期間		～	
提出された意見書の総数			
関係住民の意見の要旨及びこれに対する見解の要旨			

修 正 事 業 計 画 書

年 月 日

大阪府知事 様

提出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

大阪府循環型社会形成推進条例第40条の規定により、次のとおり提出します。

修正した内容		修正前				
		修正後				
修正事業	産業廃棄物処理施設の設置の場所					
	計画地					
	産業廃棄物処理施設の種類					
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)					
	共通	地 目		用途地域		
		周 辺 の 状 況				
	事業	本施設を設置するにあたり必要な他法令許可や手続等				
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物の処理施設の該当状況		該当する	該当しない	

項	廃棄物の流れ	排出事業者 (名称・業種)	⇒	収集運搬業者	⇒	処分業者	⇒	中間処理後の処理 又は再生先(中間処理)
	担当者 氏名 連絡先	電話番号						
計 画 の 概 要	積 替 保 管 施 設	敷 地 面 積	公簿・実測	m ²	保管最大 高 大 小	m		
		積 替 場 所 の 面 積		m ²	保管最大 容 量	m ³		
		保 管 場 所 の 面 積		m ²				
		施 設 の 概 要						
中 間 処 理 施 設	敷 地 面 積	公簿・実測	m ²	受入最大 容 量	t・m ³			
	施 設 の 種 類			処理能力	t・m ³ /日			
	処 分 の 工 程							
最 終 処 分 場	面 積	公簿・実測	m ²	容 積	m ³			
	土 地 所 有 者 の 住 所 及 び 氏 名							
	申 請 地 番							
	跡 地 の 利 用 計 画							
事 業 の 概 要	作 業 時 間 等	作 業 の 時 間 帯						
		休 業 日 等						
	管 理 体 制	組 織						
施設維持管理について (点検・検査・対処等)								
事故発生時の措置について								
関 係 地 域	関 係 地 域 の 範 囲							
	関 係 地 域 の 設 定 の 根 拠							
事務所及び事業場の名称		所 在 地				電 話 番 号		

作 業 工 程 等				
生 活 環 境 の 保 全 の た め の 措 置	飛散及び流出防止措置			
	悪臭発散防止措置			
	騒音振動発生防止措置			
	害虫等発生防止措置			
	雨水流入防止措置			
	粉塵等発生防止措置			
	地下浸透防止措置			
	汚水処理措置			
	火災発生防止措置			
	その他生活環境の保全 のための措置及びその 結果期待される効果			

事業計画書変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画書の内容に変更を生じたので、大阪府循環型社会形成推進条例第45条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	変更前			
	変更後			
事 業	産業廃棄物処理施設の設置の場所			
	計 画 地			
	産業廃棄物処理施設の種類			
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)			
計 画	地 目		用途地域	
	周 辺 の 状 況			
共 通 事	本施設を設置するにあたり必要な他法令許可や手続等			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物の処理施設の該当状況	該当する	該当しない	

項	廃棄物の流れ	排出事業者 (名称・業種)	⇒	収集運搬業者	⇒	処分業者	⇒	中間処理後の処理 又は再生先(中間処理)
	の	担当者 氏名 連絡先	電話番号					
概	積替保管施設	敷地面積	公簿・実測	m ²	保管最大 高さ	m		
		積替場所の面積		m ²	保管最大 容量	m ³		
		保管場所の面積		m ²				
	施設の概要							
要	中間処理施設	敷地面積	公簿・実測	m ²	受入最大 容量	t・m ³		
		施設の種類			処理能力	t・m ³ /日		
	処分の工程							
最 終 処 分 場	面 積	積	公簿・実測	m ²	容 積	m ³		
		土地所有者の 住所及び氏名						
	申請地番							
	跡地の利用計画							
事 業 の 概 要	作業時間等	作業の時間帯						
		休業日等						
	管理体制	組 織						
施設維持管理について (点検・検査・対処等)								
		事故発生時の措置について						
関 係 地 域	関係地域の範囲							
	関係地域の設定の根拠							
事務所及び事業場の名称			所 在 地			電 話 番 号		

作 業 工 程 等				
生 活 環 境 の 保 全 の た め の 措 置	飛散及び流出防止措置			
	悪臭発散防止措置			
	騒音振動発生防止措置			
	害虫等発生防止措置			
	雨水流入防止措置			
	粉塵等発生防止措置			
	地下浸透防止措置			
	汚水処理措置			
	火災発生防止措置			
	その他生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果			

修正事業計画書変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した修正事業計画書の内容に変更を生じたので、大阪府循環型社会形成推進条例第47条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容		変更前		
		変更後		
修 正 事 業	産業廃棄物処理施設の設置の場所			
	計 画 地			
	産業廃棄物処理施設の種類			
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）			
共 通 事 業	地 目		用途地域	
	周 辺 の 状 況			
	本施設を設置するにあたり必要な他法令許可や手続等			
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条の産業廃棄物の処理施設の該当状況	該当する		該当しない

作 業 工 程 等		→	→
生 活 環 境 の 保 全 の た め の 措 置	飛散及び流出防止措置		
	悪臭発散防止措置		
	騒音振動発生防止措置		
	害虫等発生防止措置		
	雨水流入防止措置		
	粉塵等発生防止措置		
	地下浸透防止措置		
	汚水処理措置		
	火災発生防止措置		
	その他生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果		

事業計画廃止届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画を廃止したいので、大阪府循環型社会形成推進
条例第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

計画していた産業廃棄物処理施設の概要	設置の場所	
	種類	
	取り扱う産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類 （当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）	
	処理能力	
廃止の理由		

第 号	身 分 証 明 書	ト ー メ ー ル 6 セ ン チ メ ー ト ル
所 属 職 名 氏 名 生年月日	年 月 日	
上記の者は、大阪府循環型社会形成推進条例第52条第1項の規定による検査のための立入りを 行う職員であることを証明する。		
発行年月日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	
大 阪 府 知 事 印		
9センチメートル		

大阪府循環型社会形成推進条例（抜粋）

（立入検査）

第52条 知事は、第4章及び第5章の規定の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、産業廃棄物処理業者又は土地所有者等（以下これらを「被立入検査者」という。）の事務所若しくは事業場又は産業廃棄物の不適正な処理に係る土地等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において産業廃棄物又はその疑いのある物を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。